

議員提出議案第6号

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき
議員の数に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により
提案理由を付け提出します。

令和8年6月18日

富山県議会議長 筱岡貞郎 殿

提出者 富山県議会議員
米原 蕃
鹿熊 正一
中川 忠昭
五十嵐 務
宮本 光明
山本 徹
奥野 詠子
川島 国
佐藤 則寿

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和49年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「40人」を「38人」に改める。

第2条の表中新川郡選挙区及び下新川郡選挙区の項を次のように改める。

舟橋村、上市町及び立山町選挙区	舟橋村、上市町及び立山町	2人
入善町及び朝日町選挙区	入善町及び朝日町	1人

第2条の表高岡市選挙区の項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

令和7年実施の国勢調査結果等に基づき議員定数等の是正を図るため、県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正しようとするものである。